

整理番号	6-9	事務事業名	法制事務		作成部署	総務部総務課		電話	内線725
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	西野隆夫	課長職名	三熊秀範	作成日	平成17年6月	
事務事業開始年度		根拠法令等							
〃 終了予定年度									
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	・条例、規則等について、法令等との整合性を図り、審査を行う。 ・例規を整備し、条例、規則、訓令等に基づく執務が円滑に行える環境を整える。								

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち (第3章)	
	節	開かれた市政 (第5節)	
	施策	行財政運営 (第4施策)	
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	職員、市民	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	・条例、規則、訓令等の内容、形式等に法的な誤りがないように審査することにより、正確性を確保する。 ・市の例規集をデータベース化することにより、庁内における例規の利便性を高める。また、ホームページ上で公開することにより、市民に例規情報を提供する。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	毎年度:法規審査員会を各定例議会ごと、年度末及び臨時に開催する。 例規集、法令、行政通知等を整備する。 H12年度:例規集をデータベース化、例規集CD-ROMを庁内、他自治体に配布する。 H13年度:データの更新。例規集CD-ROMを庁内、他自治体に配布する。 H14年度~H16年度:データの更新。例規集を市ポータルサイト及びホームページに登載する。
		17年度	法規審査、例規集の整備及び公開を前年度までと同様に行う。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	5,603	5,078	5,000	5,000
	合計	5,603	5,078	5,000	5,000
人件費(概算)	人数(年間)	1.80	1.80	1.80	1.80
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	16,200	16,200	16,200	16,200
総事業費 +		21,803	21,278	21,200	21,200

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	・例規の制定、改廃件数	146件	109件	150件	150件
	・ホームページ例規アクセス件数	393,285件	520,259件	520,000件	520,000件
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	(代替指標)				
	・例規の制定、改廃件数	146件	109件	150件	150件
	・ホームページ例規アクセス件数	393,285件	520,259件	520,000件	520,000件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	HP1件接続当たりコスト	14円	10円	10円	10円
	(データ作成経費÷アクセス件数)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 地方分権により、自治体が政策についての法務的対応を主体的に行っていくことが求められている。また、自治体の政策への市民参加が進む中、市民が自治体の条例、規則等をチェックできる体制を整備することが期待されており、現在、すべての都道府県、大部分の市がインターネットによる例規の公開を行っている。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	条例、規則等の制定改廃、例規情報の提供等は、市が実施すべき事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	自治体の意思決定又は政策の推進において、法的に誤りのない規範を作成する必要がある。また、例規の公開は、開かれた市政の基本であることから、目的は適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	例規情報の提供、活用手段として、インターネット及び市内LANの利用は適切である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担にはなじまない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	例規、規則等の所管課との調整及び法規審査委員会での検討により、立案の際に法体系との整合性が図られている。また、例規のデータベース化により検索閲覧が容易になったため、事務能率の向上につながっている。	システムの操作方法を職員に詳しく周知し、その機能(改正作業の際の新旧対照表作成機能)などを活用することでさらに効率的に事務を進めることができる。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	例規のデータベース化により、条例、規則等の制定改廃、例規情報の提供等は、概ね効率的と考える。	職員の法制執務能力のレベルアップにより、法制事務の効率性は増す。法制執務研修等を継続して実施すべきである。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	自治体の活動は法治主義に基づいており、今後とも継続する。また、法制事務には迅速性、正確性が求められることから、例規データベースシステムの操作方法(改正作業の際の新旧対照表作成機能等)及び法制執務に係る研修等を行い、さらなる効率化に努める。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり